



京都市立高等学校教職員組合

HP アドレス
<http://www8.plala.or.jp/kyotoshiko/>
 〒606-8397 京都市左京区
 聖護院川原町 4-13 京都府教育会館
 TEL771-1328 FAX752-2148

給与支給明細書

所属		所属名			
		高等学			
表	級	号	休職	病休	
71	2				

ここをチェック!!

こんにちは。今年も市高教組をよろしくお願ひします。

今月号の「市高のてびき」では、給与や昨年末に確定した給与改定についてとりあげます。

正規職員の昇給は1月です。みなさん、給与明細の号給をしっかりと確認しておきましょう。

今回のH27年1月の昇給には、H25年度後期分の査定評価の結果が反映されています。Bの場合は4号給、Aの場合は5号給昇給です。ただし、55歳超の方は、Bで2号給、Aで3号給です。
 ちなみに、H28年1月の昇給には、H26年度1年分の評価が昇給に反映されます。

平成20年1月1日に昇給抑制をうけた職員の平成27年4月1日における号給は、1号給上位の号給となります。(1号給回復します)
 また、平成19年1月1日に昇給抑制をうけた職員の平成28年4月1日における号給は、1号給上位の号給となります。
 *「昇給抑制」については「市高のてびき」10月号を参照ください。

現給保障については、今後、段階的に廃止されていきます。
 ・～平成28年度末 現行通り
 ・平成29年度 2分の1を減額
 ・平成30年度～ 非支給
 *「現給保障」については「市高のてびき」10月号の「給与構造改革」を参照ください。

特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給されるものです。

- ①非常災害時等の緊急業務等に従事する職員の特殊勤務手当
 - ②校務についての連絡調整及び指導助言の業務に従事する職員の特殊勤務手当
 - ③多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当
- の3種類があります。

①「非常災害時等の緊急業務等に従事する職員の特殊勤務手当」(教員特殊業務手当)には、何種類かの区分があり、その概要を以下に示します。支給額は平成27年4月1日より改定されます。

業務	改定前	改定後
非常災害時 (非常災害時における児童もしくは生徒の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務：8h)	6,400円	8,000円
激甚災害時(特に被害が甚大な場合：8h)	12,800円	16,000円
救急業務 (児童または生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務：8h)	6,000円	7,500円
緊急補導 (8h) (児童または生徒に対する緊急の補導業務) (4h)	6,000円 3,000円	7,500円 3,750円
修学旅行等 (修学旅行、林間・臨海学校等において児童または生徒を引率して行なう指導業務で泊を伴うもの：8h)	3,400円	4,250円
対外競技等 (人事委員会で定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日に行うもの：8h)	3,400円	4,250円
部活動 (学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの：4h)	2,400円	3,000円